

---

● 2021年9月13日 NACSメールニュース 81号 ●

消費生活の「いま」をお届けする情報マガジン

---

梨やぶどうが届く季節になりました。引き続きコロナ禍にはありますが、この季節にしか味わえない味覚を楽しみたいです。

今月も多彩なイベントをご案内させていただきました。秋は学びの季節でもありますので、こうした機会をご活用ください。

9月10日の新聞報道で、総務省が携帯ショップでの販売勧誘の適正化を図るために「携帯電話販売代理店に関する情報提供窓口」をインターネット上に開設したという記事を目にしました。早速、URL([https://www.soumu.go.jp/form/common/agencyinfo\\_form.html](https://www.soumu.go.jp/form/common/agencyinfo_form.html))をクリックしたところ、「適合性原則」という言葉が目に入ってきました。金融業界に勤めている人には馴染みのある概念と思いますが、消費者契約においても注目される概念となっていることを再認識、今月の「消費者トピックス」では「適合性の原則」を取り上げました。

最後までお読みいただけますと幸いです。

---

<<< Contents >>>

1. 本部からのお知らせ
  2. 消費者トピックス 「適合性の原則」
  3. 消費者行政の動き 2021年8月11日～2021年9月10日
- 

=====  
1. 本部からのお知らせ  
=====

<NACS主催の講座等のご案内>

■オンライン「いーすとフォーラム 2021(第32回研究発表会)」(東日本支部主催、参加費無料)

9月18日(土)13時30分から15時30分、東日本支部の自主研究会による研究発表会を開催します。今年は、高齢者住宅研究会と標準化を考える会が発表します。他支部の会員や会員以外の方の参加も歓迎します。詳細とお申し込みは <http://nacs-east.jp/lecture/sibu.html#happyokai>

■「なんでも110番」実施のご案内

今年も恒例の「なんでも110番」を10月の毎週土曜日・日曜日に実施をいたします。テーマは「消費者トラブル ネット取引なんでも110番—ネット通販、情報商材、副業紹介、SNSなどなど—」です。受付番号等詳細はホームページに掲載予定。

**■オンライン公開学習会「決済法制に関する公開学習会(入門編)」(金融委員会主催、受講費無料)**

9月24日(金)19時から21時に開催。金融審議会の委員等を務めておられる坂勇一郎弁護士を講師に招き、フィンテックやキャッシュレスの進展、仮想通貨(暗号資産)の出現等、ここ数年で大きく変わりつつある決済の分野の法規制や利用者保護上の課題等についてお話いただきます。詳細とお申し込みは

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdWICdNjWqv8oJbCeZ0Fb3YTos6\\_qbYhixUEwZuJdhmwy2EQ/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdWICdNjWqv8oJbCeZ0Fb3YTos6_qbYhixUEwZuJdhmwy2EQ/viewform)

**<NACS 以外の団体主催のイベントのご案内>**

**■「住宅部品点検の日シンポジウムー人生 100 年時代、長く快適に住もうためには一知っておいてほしい点検のポイント」((一社)リビングアメニティ協会主催)**

10月6日(水)14時15分から17時45分、オンラインにて開催。伊藤明子消費者庁長官が基調講演をされます。京都大学工学部建築学科を卒業、国土交通省で住宅局長をされていたというご経歴ですので、いつもとまた違うお話が聞けるかもしれません。NACSの標準化委員会の釘宮悦子委員長がパネリストとして参加します。詳細とお申し込みは

<https://www.recaco.net/data/14307ba7dda14b323e8f1fbe0df11d43.pdf>

=====  
**2. 消費者トピックス～「適合性の原則」**  
=====

「適合性の原則」とは、販売勧誘に際し、顧客の意向と実情に照らして不相当と認められる勧誘を行ってはならないという規範です。

この規範が生まれたのは世界大恐慌から10年後の1939年、全米証券業協会(NASD)が自主規制規則を定める中で、会員証券会社に対して、販売勧誘に際し、顧客に適合した商品であると信じるに足る合理的根拠を求めたことにルーツがあると伝えられています。

1990年11月の証券監督者国際機構(IOSCO)の総会において、業者が遵守すべき行為規範の一つとして採択されたこともあり、「適合性の原則」は今日、証券取引に従事する業者の国際的な行為規範となっています。

なお、日本における「適合性の原則」は、1974年に当時の大蔵省証券局長から日本証券業協会長に宛てた行政通達の中で登場し、1992年の改正証券取引法(現在は金融商品取引法)において規定されました。今日、この原則に違反する行為は行政処分の対象となるとともに、最高裁判決を経て、著しく違反している場合は不法行為となりうる」と評価されており、損害賠償請求権を基礎づける民事ルールともなっています。

ところで、わが国では 1999 年の金融審議会において「狭義の適合性原則」と「広義の適合性原則」という考え方が披露されて以来、議論が続いています。

「狭義の適合性原則」とは、ある特定の利用者に対しては、どんなに説明を尽くしても一定の商品の販売勧誘を行ってはならないとする規範です。特定の商品について、一定以上の年齢の人には販売してはならないとする、いわゆる高齢顧客ルール等がこれに該当しますが、排除のルールでもあり、法規制で強制するのは馴染まないということで、私的自治による各業界の自主規制ルールとして定められることが多いようです。

これに対して、広義の適合性原則は、顧客の属性に照らして説明を行うことを求める規範です。金融商品が全般に複雑化する中で、証券だけでなく保険の分野でも業者に求められる行為規範となりつつあります。広義の適合性原則は、その前提として、業者に対し顧客の属性をしっかりと把握することを求めることとなりますが、顧客のプライバシーの問題や協力が得にくいという事情もあり、顧客の属性調査を義務づけるのではなく、金融庁が監督等を通じて業者の自主的な取り組みを促すという施策がとられています。

以上、証券・金融の分野における「適合性原則」について紹介しましたが、携帯電話の契約の場面でも「適合性原則」が言われるようになってきているように、近時、消費者契約の分野においても「適合性の原則」が注目されるようになっていきます。

背景に、情報・交渉力の社会構造的格差の拡大があります。イノベーションによって私たち消費者の生活は格段に便利・豊かになってきていますが、一方、享受しているサービスの仕組みは複雑になり、益々見えにくくなっています。利用者側に理解する責任ばかりが求められるようだ、消費者はいずれそうしたサービスを使わない・使えなくなってしまうのではないのでしょうか。事業者の勧めを信頼して契約できる環境の整備が、イノベーションの推進とともに求められているように思います。

なお、「適合性の原則」の消費者契約への広がりやその意義、期待される役割については、NACS 会長の河上正二先生が近著「遠隔講義 消費者法(第 2 版)2021」で説明されています。また、NACS で提供しているオンライン公開講座「河上正二の消費者法連続講座」の最終回でも解説されています。視聴は来年 3 月まで可能、お申し込みはこちらからになります。

<https://passmarket.yahoo.co.jp/event/show/detail/01b3929yxik11.html>

=====

### 3. 消費者行政の動き 8 月 11 日～9 月 10 日

=====

#### 【消費者庁】

<伊藤長官定例記者会見>

9 月 8 日、消費者契約法に関する検討会のとりまとめが行われたことを報告

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/025618.html>

9月1日、令和4年度概算要求等について

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/025549.html>

8月25日、携帯発電機に関する事故や子どものビタミンDを含む加工食品の摂取に関する注意喚起 <https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/025458.html>

8月18日、8月物価モニター調査で行われた「使い放題」タイプのサブスクリプションサービスに関する意識調査の結果とサステナブルファッションの推進に向けた関係省庁の連携会議について <https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/025303.html>

#### <注目ニュース>

8月13日、電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報 No.17 を公表

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_transaction\\_cms101\\_210813\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms101_210813_01.pdf)

8月17日 9月18日から28日はサステナウィーク「未来につながるお買い物」

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025198/>

8月18日、令和3年度8月物価モニター調査結果を掲載(PDF)。「使い放題」タイプのサブスクリプションサービスに関する意識調査を実施

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/price\\_measures/assets/price\\_measures\\_210818\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/price_measures/assets/price_measures_210818_0002.pdf)

8月18日、訪問販売等の適用除外に関するQ&Aを公表

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_210818\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms202_210818_01.pdf)

8月20日、サステナブルファッションに関する特設ページを開設

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025305/>

8月25日、消費者白書(令和3年度版)概要英訳版(PDF)を掲載

[https://www.caa.go.jp/en/publication/annual\\_report/2021/assets/en\\_summary\\_2021\\_210824.pdf](https://www.caa.go.jp/en/publication/annual_report/2021/assets/en_summary_2021_210824.pdf)

8月27日、独立行政法人国民生活センター令和2年度業務実績に対する主務大臣の評価を公表

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/local\\_cooperation/local\\_consumer\\_administration/ncac/performance/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/ncac/performance/)

9月3日、消費生活相談のデジタル化に係る中間とりまとめの公表について

[http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/digitalconsul\\_doc202109.pdf](http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/digitalconsul_doc202109.pdf)

9月6日、7月12日に徳島で開催されたシンポジウム「ファッションから考えるサステナブルな未来」(新未来創造戦略本部等主催)の動画を公開。動画は

<https://www.youtube.com/watch?v=BqVWOWTN3kc>

9月10日、消費者契約に関する検討会の報告書を公表。報告書(PDF)は

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/meeting\\_materials/assets/consumer\\_system\\_cms101\\_210910\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/assets/consumer_system_cms101_210910_01.pdf)

#### <行政処分>

##### ●特定商取引法に基づく行政処分

8月26日、特定商取引法違反業者【ITEC INTERNATIONAL 株式会社】に対する行政処分について <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025327/>

8月31日、訪問販売業者【株式会社アクアライン】に対する行政処分について

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025489/>

##### ●景品表示法に基づく行政処分

8月11日、ヤーマン株式会社に対する課徴金(239万円)納付命令(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms212\\_210811\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_210811_01.pdf)

8月26日、株式会社プライムダイレクトに対する課徴金(3332万円)納付命令(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms212\\_210826\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_210826_01.pdf)

8月31日、タイガー魔法瓶株式会社に対する措置命令(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_210831.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210831.pdf)

9月3日、株式会社ビッグカメラ及び株式会社ビッグ酒販に対する装置命令(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_210903\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210903_01.pdf)

9月9日、株式会社オークローンマーケティングに対する課徴金(517万円)納付命令(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms212\\_210909\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_210909_01.pdf)

#### <検討会・有識者会議等>

##### ●消費者契約に関する検討会

9月7日、第23回開催(報告書作成に向けた議論)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_001/025499.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_001/025499.html)

●特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会

8月30日、第1回ワーキングチーム会合、NACSが意見発表

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_002/025481.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/review_meeting_002/025481.html)

●アフィリエイト広告等に関する検討会

8月30日、第3回開催(事業者団体等からのヒアリング、議事は非公開)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025318/>

●消費者志向経営に関する連絡会

8月19日、第2回開催(有識者による講演、自主宣言事業者の取組み)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_002/025576.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/meeting_materials/review_meeting_002/025576.html)

●消費者裁判手続き特例法等に関する検討会

8月30日、第10回を開催(報告書作成のための議論)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_003/025283.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_003/025283.html)

**【消費者委員会】**

8月19日、自主規制の実効的な整備・運用の在り方に関する消費者委員会意見を発出—消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書を受けて—

[https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/0819\\_iken2.html](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/0819_iken2.html)

報告書は

[https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/houkoku/202108\\_torihiki\\_rule\\_houkoku.html](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/houkoku/202108_torihiki_rule_houkoku.html)

8月19日、事業者による消費者関連情報の積極的な活用を促すための対応策・環境整備に関する意見—消費者関連情報の提供の在り方検討ワーキンググループの報告書を受け

て— [https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/0819\\_iken1.html](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/0819_iken1.html)

報告書は

[https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/houkoku/202108\\_winwin.html](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/houkoku/202108_winwin.html)

8月26日、第351回本会議開催(第6次消費者委員会のこれまでの活動と今後について)

<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2021/351/shiryou/index.html>

9月7日、第352回本会議開催。第7次消費者委員会がスタート

<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2021/352/shiryuu/index.html>

新委員長は民法学者で早稲田大学大学院教授の後藤巻則先生。第7次の委員の顔ぶれと選任理由は <https://www.cao.go.jp/consumer/meibo/>

## 【経済産業省】

8月13日、電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう。相談事例とアドバイス

<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210813001/20210813001.html>

8月25日、「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法のあり方に関する研究会」の中間整理を取りまとめました。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210825002/20210825002.html>

## 【総務省】

9月10日、「消費者保護ルールの在り方に関する検討報告書 2021(案)」に対する意見募集の結果及び「消費者保護ルールに関する検討報告書 2021」の公表並びに「携帯電話販売代理店に関する情報提供窓口」の設置 [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban08\\_03000357.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_03000357.html)

「携帯電話販売代理店に関する情報提供窓口」は

[https://www.soumu.go.jp/form/common/agencyinfo\\_form.html](https://www.soumu.go.jp/form/common/agencyinfo_form.html)

## 【金融庁】

8月31日、2021事務年度金融行政方針を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/20210831/20210831.html>

9月7日、金融サービス利用者相談室の今年4月から6月末までの相談受付状況を公表

[https://www.fsa.go.jp/soudan/2021soudan04-06/2021\\_04-06.html](https://www.fsa.go.jp/soudan/2021soudan04-06/2021_04-06.html)

## 【国民生活センター】

<新着情報>

9月2日、PIO-NETに見る2020年度の危害・危険情報

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902\\_4.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_4.html)

9月2日、2020年度にみる60歳以上の消費者トラブルーコロナ禍で、通信販売の相談件数

は過去最高にー [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_1.html)

<注意喚起>

9月2日、保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！ー申請サポートを受ける前に、損害保険会社に連絡を、保険金の請求は、加入者ご自身で！！ー

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_2.html)

<WEB誌『国民生活』2021年8月16日号>

特集は「空き家問題を考える」 <http://www.kokusen.go.jp/wko/index.html>

\*\*\*\*\*

NACSメールニュースは、賛助会員、NACS開催セミナー受講者、および個人会員にお送りしております。外部の方にもご登録いただけます。

配信解除をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 [mailnews-kaijo@nacs.or.jp](mailto:mailnews-kaijo@nacs.or.jp)

配信登録をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 [mailnews-touroku@nacs.or.jp](mailto:mailnews-touroku@nacs.or.jp)

「NACSメールニュース」<本文の無断転載を禁止します。>

編集発行：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
広報委員会 委員長 永沢裕美子

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-6 宝5号館2F

Tel.03-6434-1125 Fax.03-6434-1161 <http://nacs.or.jp/>

このメールに関するお問い合わせ [nacs\\_koho@nacs.or.jp](mailto:nacs_koho@nacs.or.jp)

\*\*\*\*\*